



田村 智子=現

(東京、南関東)

党名に込めた信念を貫く

なぜ共産党という名前を
 掲ぐのか。目先の利益競争
 で人間も地球環境も犠牲に
 する資本主義を乗り越え、
 社会主義・共産主義をめざ
 すからです。

それは未来を夢見るので
 はなく、現実にかけてい
 る、気候危機や人間使い捨
 ての働かせ方などを「仕方
 ない」とか自己責任にしな
 い、苦しんでいる人に寄り
 添い、あなたの苦しみを
 分かち、解決のために力を
 つなぐ、それが日本共産党
 と、不届にたたく抜い
 た。その信念は今に届いて
 います。

100年前、暗黒の時代

7月10日 戦争か平和か岐路に立つ選挙

「じんぶん赤旗」6月12日号 比例5人の訴え」より転載

元職員の懲戒処分取消訴訟で最高裁上告を非難する決

6月議会の最終日(15日)に全員賛成(野瀬議員は棄権)で可決した決議は以下の通りです。(小見出しは編集者)

* * *

元町職員の「懲戒処分取消請求控訴事件」において本年5月31日、甲良町長・野瀬喜久男氏の控訴を棄却すると判決が下された。町長は同年6月3日の議会全員協議会においてこの判決を不服として最高裁に上告する意向を表明し、13日付けで上告したことが判明した。

町長の上告意向表明に対し、議員から懸念や疑問、抗議の質問・意見が相次いだ。

我々は次の理由で町長の上告を非難する。

町長の完全敗訴

その一つは、町側の主張が徹底して退けられたことである。

大阪高裁判決では原判決(大津地裁判決)を支持し、町長の請求を棄却している。すなわち、大津地裁が懲戒処分において地方自治法で定められた対象者の弁明、処分理由を記載した説明書の交付を履行していないことをもって、懲戒処

分の法令違反を断罪し「処分取消」を命じた。大阪高裁の判決は、弁明、処分理由説明書の交付が処分の要件となるものではないと判示したうえで「適正手続きに反した違法なものであり取り消しを免れないと判断する」と結論付けている。その理由として「停職処分は」対象者の基本的な権利である報酬請求権を喪失させる重大な不利益処分であることから「対象者の権利保護に欠けることのないように適正かつ公正な手続を履践することが要求される」と断じている。

また、町長が議会などで「実体的不祥事」があったと主張していることについても、顛末書の提出された時期や記載内容に踏み込み批判したうえで、顛末書のみで「適正な処分量定のための事実認定ができるものではなく、」元職員の「責任を適正に判断することは困難である」と断じている。

そして、「裁量権の逸脱、濫用はない」と主張する町長に対し「本件懲戒処分手続には、裁量権の逸脱、濫用があったというべきであり」と断罪し、町側の主張をことごとく退けている。

大津地裁で敗訴した際も、報

道によれば町の顧問弁護士でさえ「控訴しても厳しい」と指摘されており、大阪高裁の判決を最高裁で覆すことは更に厳しいものと言わざるを得ない。

税金の無駄遣い

その二つ目は、このような高裁判決が下されたにもかかわらず、町長の保身のためか、“面子”だけで上告するのであれば、税金の無駄遣いとなり、山積する町政課題に対し町長が職責を全うする妨げとなることは確実である。

町長は上告取り下げよ

その三つ目は、地裁・高裁の敗訴判決に真摯に向き合い、現時点で違法処分を受けた職員の名誉と「全体の奉仕者」として相応しい職場環境を整える町長としての職責を果たし、甲良町のイメージをこれ以上汚すべきではない。

よって、元職員の懲戒処分取消訴訟で最高裁上告を非難し、かつ取り下げべきである。

以上決議する。

学校給食費の無償化提案

7月25日に臨時会の連絡があり、議題は新型コロナの地方創生臨時交付金を活用した住民支援策が提案される予定だとのこと。

その主な内容は学校給食費の無償化を今年度9月・2学期から実施するための補正予算案だとのこと、教育委員会の意向のようです。西澤議員の問い合わせに教育次長が答えたもの。

西澤議員は6月議会最終日、今年度補正予算の討論で学校給食無償化について次のように述べました。

「学校給食費の無償化は、全国の大きな流れであり、憲法に定められた義務教育無償化の実行であり、子どもの健や

かな成長は社会全体の宝であるという貴重な理念を真にまちづくりの中に活かす取り組みとしてもわかりやすいテーマで、滞納問題を抱える甲良町としても、町民に理解求めるやりがいのある事業ではないかと考えます。」

同時に、年金は下がり、賃金は上がらない中、物価高騰で庶民の暮らしを直撃しているおり、岸田政権の無為無策に対抗し、町民支援策は大変重要です。



一方、町長給与の現行4割カットを無くして、全額支給する条例改正は賛成少数 野瀬議員のみ)で否決されました。議案審議・討論では町長選挙、野瀬喜久男後援会の資金をめぐる疑惑について、町長自ら明らかにしないこと、職員不祥事に対する指導・監督が極めて不十分であることなどが指摘されました。
上告は取り下げよ

ごみの抜本的減量計画 策定を求める決議 全会一致で可決

「荒神山を守る会」の請願採択を受け、ごみの抜本的減量計画策定を求める決議が全会一致で可決。

荒神山麓に新ごみ処理施設の建設計画が進む中、建設候補地とは明確に区分して、どこに設置するにしても大型でプラスチックも何もかも大量に燃やすことでCO2削減に逆行することは避けねばなりません。

同決議は、抜本的(半減)な減量をもたらす効果は①CO2削減に貢献、②施設規模を縮小し、施設だけで200億円(甲良町の負担:約10億円)の財政負担を軽減できると提起し、町長に対し、生ごみの堆肥化、徹底した分別など、抜本的な減量計画策定を強く求めています。

6月議会では、議員提案で決定された雪害など自然災害による住宅の損傷修繕に対する支援金制度、また高校生世代まで医療費無償化に伴うシステム改修などの予算が計上された一般会計補正予算が審議され可決されました。

野瀬町長は、最終日本会議の開会冒頭に、元職員の間で大阪高裁判決を不服として、13日付で最高裁に上告したことを報告。このことに対し、西澤議員は8人建設部、木村、阪東、丸山、山田裕康、山田充、岡田の各

議員)の連名で上告の撤回を求める「非難決議」(裏面参照)を提出。野瀬議員は「審判の権利」など意見を述べたうえで退席(棄権)し、出席議員全員の賛成で可決。町長は閉会あいさつで上告は取り下げないと表明しました。

法令無視の不利益処分は 職員へのパワハラの恐れ

甲良民報

2022年6月19日 859号
発行責任: 日本共産党甲良町議員
連絡: 甲良町在士373(西澤)
Tel: 38-4949 Fax: 38-2242

ご相談・ご要望をどうぞ。

☆くらし・税金・教育などの相談は 西澤伸明 38-4949 丸山光雄 38-3123

◎日本共産党の見解を紹介します。メール shigakoura.jcp@ares.eonet.ne.jp ホームページもごらんください【「西澤伸明」で検索】